

## 令和 7 年 金沢市教育委員会第 3 回定例会議

1 日 時：令和 7 年 3 月 27 日（木） 13 時 30 分～15 時 00 分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2 階 2201 会議室

3 審議等

頁

議案第 1 号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

（教育総務課）・・・ 1

議案第 2 号 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

（教育総務課）・・・ 11

議案第 3 号 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について

（教育総務課）・・・ 20

議案第 4 号 金沢市図書館規則の一部改正について

（図書館総務課）・・・ 25

議案第 5 号 金沢市図書館の臨時休館について

（図書館総務課）・・・ 40

報告第 3 号 家庭教育情報発信について

（生涯学習課）・・・ 42

その他（1）金沢市立工業高等学校の卒業者進路状況及び下半期活動状況等（令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月）について

（2）次回の定例会議の日程について

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

令和 7 年 3 月 27 日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

第8類第1章第2節

### 改正理由

市立工業高等学校との連絡調整に関する事項の所管を整理するため、所要の改正を行う。

### 改正内容

1 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項の所管を、学校職員課及び学校指導課のそれぞれの所管事務に応じて整理する。

2 施行期日

令和7年4月1日

### 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「連絡調整に関する事項」の次に「（学校職員等に関する事項に限る。）」を加え、

「  
イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）  
ウ 人権教育の推進に関する事項  
エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項  
オ 健康教育の推進に関する事項  
カ 学校の保健計画に関する事項  
」

「

- イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）
  - ウ 人権教育の推進に関する事項
  - エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項
  - オ 健康教育の推進に関する事項
  - カ 学校の保健計画に関する事項
- 2 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項（学校職員等に関する事項を除く。）

に

」

改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案			現行		
(趣旨)			(趣旨)		
第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。			第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。		
(組織)			(組織)		
事務局等	課等	係	事務局等	課等	係
事務局	教育総務課  教育施設等整備室  学校職員課  学校指導課  生徒指導支援室  生涯学習課  中央公民館  キゴ山ふれあい研修センター  図書館総務課  玉川図書館  泉野図書館	企画庶務係  施設管理係  学校事務係  学校給食係  学校職員係  企画庶務係  小学校指導係  中学校指導係  デジタル・学力向上係  家庭教育係  地域教育係  総務係	事務局	教育総務課  教育施設等整備室  学校職員課  学校指導課  生徒指導支援室  生涯学習課  中央公民館  キゴ山ふれあい研修センター  図書館総務課  玉川図書館  泉野図書館	企画庶務係  施設管理係  学校事務係  学校給食係  学校職員係  企画庶務係  小学校指導係  中学校指導係  デジタル・学力向上係  家庭教育係  地域教育係  総務係

	玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	
教育プラザ	学校教育センター  特別支援教育サポートセンター	企画庶務係 教育相談係 研修係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。

(教育次長等の職務)

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。

5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(事務局の各課等の分掌事務)

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び涉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項

	玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	
教育プラザ	学校教育センター  特別支援教育サポートセンター	企画庶務係 教育相談係 研修係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。

(教育次長等の職務)

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。

5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(事務局の各課等の分掌事務)

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び涉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項

	<p>る事項</p> <p>6 公告式に関する事項</p> <p>7 公印の管守に関する事項</p> <p>8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項</p> <p>9 教育予算執行の総括に関する事項</p> <p>10 事務局の文書の収受に関する事項</p> <p>11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項</p> <p>12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項</p>		<p>る事項</p> <p>6 公告式に関する事項</p> <p>7 公印の管守に関する事項</p> <p>8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項</p> <p>9 教育予算執行の総括に関する事項</p> <p>10 事務局の文書の収受に関する事項</p> <p>11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項</p> <p>12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項</p>
施設管理係	<p>1 教育財産の総括管理に関する事項</p> <p>2 義務教育施設の管理に関する事項</p> <p>3 通学路の整備に関する事項</p> <p>4 学校の環境衛生管理に関する事項</p>	施設管理係	<p>1 教育財産の総括管理に関する事項</p> <p>2 義務教育施設の管理に関する事項</p> <p>3 通学路の整備に関する事項</p> <p>4 学校の環境衛生管理に関する事項</p>
学校事務係	<p>1 通学区域の設定及び変更に関する事項</p> <p>2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項</p> <p>3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項</p> <p>4 学齢簿の管理に関する事項</p> <p>5 就学援助に関する事項</p> <p>6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項</p>	学校事務係	<p>1 通学区域の設定及び変更に関する事項</p> <p>2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項</p> <p>3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項</p> <p>4 学齢簿の管理に関する事項</p> <p>5 就学援助に関する事項</p> <p>6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項</p>
学校給食係	<p>1 学校給食の計画及び指導に関する事項</p> <p>2 学校給食の管理運営に関する事項</p>	学校給食係	<p>1 学校給食の計画及び指導に関する事項</p> <p>2 学校給食の管理運営に関する事項</p>
教育施設等整備室	<p>1 義務教育施設の建設に関する事項</p> <p>2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項</p>	教育施設等整備室	<p>1 義務教育施設の建設に関する事項</p> <p>2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項</p>

		3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項			3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項
学校職員課	学校職員 係	1 学校職員等の人事及び服務に関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 <u>(学校職員等に関する事項に限る。)</u> 5 教職員団体等との交渉に関する事項		学校職員課 学校職員 係	1 学校職員等の人事及び服務に関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務 係	1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項		学校指導課 企画庶務 係	1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
小学校指 導係		1 小学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 人権教育の推進に関する事項 エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 オ 健康教育の推進に関する事項 カ 学校の保健計画に関する事項		小学校指 導係	1 小学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 人権教育の推進に関する事項 エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 オ 健康教育の推進に関する事項 カ 学校の保健計画に関する事項
中学校指		1 中学校に関する次に掲げる事項		中学校指	1 中学校に関する次に掲げる事項

導係	<p>ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>オ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>カ 学校の保健計画に関する事項</p>	導係	<p>ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>オ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>カ 学校の保健計画に関する事項</p> <p><u>（新設）</u></p>
デジタル・学力向上係	<p>1 小学校及び中学校の学習に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項</p> <p>イ 情報システムの運用管理に関する事項</p> <p>2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項</p>	デジタル・学力向上係	<p>1 小学校及び中学校の学習に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項</p> <p>イ 情報システムの運用管理に関する事項</p> <p>2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項</p>
生徒指導支援室		生徒指導支援室	
生涯学習課	<p>1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項</p> <p>2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項</p> <p>3 成人教育の推進に関する事項</p> <p>4 家庭教育の振興に関する事項</p> <p>5 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項</p> <p>6 社会教育委員に関する事項</p> <p>7 市民憲章に関する事項</p> <p>8 他係に属しない事項</p>	生涯学習課	<p>1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項</p> <p>2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項</p> <p>3 成人教育の推進に関する事項</p> <p>4 家庭教育の振興に関する事項</p> <p>5 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項</p> <p>6 社会教育委員に関する事項</p> <p>7 市民憲章に関する事項</p> <p>8 他係に属しない事項</p>

地域教育 係	1 高齢者教育の推進に関する事項	地域教育 係	1 高齢者教育の推進に関する事項		
	2 女性教育の推進に関する事項		2 女性教育の推進に関する事項		
中央公民館	3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項	中央公民館	3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項		
キゴ山ふれあい研修センター	4 地区公民館に関する事項	キゴ山ふれあい研修センター	4 地区公民館に関する事項		
	5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）		5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）		
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項	中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項		
キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項	キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項		
	2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項		2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項		
	3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項		3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項		
	4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項		4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項		
	5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項		5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項		
	6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項		6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項		
図書館総務 課	1 総務係	1 市立図書館の統括に関する事項	図書館総務 課	1 総務係	1 市立図書館の統括に関する事項
		2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項			2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項	玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項

金沢海みらい図書館	
-----------	--

2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

事務局等・課等・係	分掌事務
教育プラザ	1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター 企画庶務係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 3 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 4 他係に属しない事項
教育相談係	1 学校教育に係る相談に関する事項
研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
特別支援教育サポートセンター	1 特別支援教育の推進に関する事項

金沢海みらい図書館	
-----------	--

2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

事務局等・課等・係	分掌事務
教育プラザ	1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター 企画庶務係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 3 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 4 他係に属しない事項
教育相談係	1 学校教育に係る相談に関する事項
研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
特別支援教育サポートセンター	1 特別支援教育の推進に関する事項

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

令和 7 年 3 月 27 日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

第8類第1章第2節

### 改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

### 改正内容

行政組織の見直しに伴う合議課の整理

(1) 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免に関する事項

デジタル行政戦略課へ合議 → 総務課へ合議

(2) 行政情報の公開等の可否の決定

広報広聴課へ合議 → 文書法制課へ合議

### 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表中「デジタル行政戦略課」を「総務課」に改め、別表第1事務の執行の表中「広報広聴課」を「文書法制課」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○金沢市教育委員会事務決裁規則 昭和60年5月31日 教育委員会規則第8号 〔昭和38年7月1日教育委規則第4号金沢市教育委員会事務決裁規則を全文改正〕 第1条～第8条 略  第9条 教育次長、次長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。 （平13教育委規則6・平17教育委規則5・平20教育委規則15・令3教育委規則3・一部改正） 第10条 別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあっては、「教育次長」とする。 （令3教育委規則3・全改） (中略) 附 則（令和4年3月31日教育委規則第3号） この規則は、令和4年4月1日から施行する。 別表第1（第9条関係） （平20教育委規則15・全改、平21教育委規則1・平23教育委規則2・平25教育委規則2・平27教育委規則2・平28教育委規則6・平30教育委規則1・平31教育委規則1・令元教育委規則2・令3教育委規則3・</p>	<p>○金沢市教育委員会事務決裁規則 昭和60年5月31日 教育委員会規則第8号 〔昭和38年7月1日教育委規則第4号金沢市教育委員会事務決裁規則を全文改正〕 第1条～第8条 略  第9条 教育次長、次長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。 （平13教育委規則6・平17教育委規則5・平20教育委規則15・令3教育委規則3・一部改正） 第10条 別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあっては、「教育次長」とする。 （令3教育委規則3・全改） (中略) 附 則（令和4年3月31日教育委規則第3号） この規則は、令和4年4月1日から施行する。 別表第1（第9条関係） （平20教育委規則15・全改、平21教育委規則1・平23教育委規則2・平25教育委規則2・平27教育委規則2・平28教育委規則6・平30教育委規則1・平31教育委規則1・令元教育委規則2・令3教育委規則3・</p>

令4教育委規則3・一部改正)

## 各課共通専決事項

## 1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 所属職員の配置 及び事務分担の決 定			○	○	
2 附属機関又は各 種委員会の委員及 び幹事の任免				教育総務 課（職員を 含む場合 に限る。） <u>総務課</u> 市民協働 推進課	
3 国、他の公共団体 等の機関の役職の 推薦及び就任の承 認				教育総務 課	
4 内部組織の委員 及び幹事の任免				教育総務 課	
5 年次有給休暇の 処理	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職)	○ (所属職)	

令4教育委規則3・一部改正)

## 各課共通専決事項

## 1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 所属職員の配置 及び事務分担の決 定				○ ○	
2 附属機関又は各 種委員会の委員及 び幹事の任免					教育総務 課（職員を 含む場合 に限る。） <u>デジタル 行政戦略 課</u> 市民協働 推進課
3 国、他の公共団体 等の機関の役職の 推薦及び就任の承 認					教育総務 課
4 内部組織の委員 及び幹事の任免					教育総務 課
5 年次有給休暇の 処理	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職)	○ (所属職)	○ (所属職)

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

			員)	員)				員)	員)	
6 時間外勤務命令 及び休日勤務命令			○	○				○	○	
7 所属職員の職務 に関する証票（職員 証を除く。）の発行			○					○		
8 出張命令（依頼） (1) 市内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)				○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)
(2) 県内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長 期講習旅 費に限 る。）			○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)
(3) 県外出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長 期講習旅 費に限 る。）			○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)
(4) 外国旅行命令					人事課 財政課					人事課 財政課
(5) 特別旅行依頼 (費用弁償を含 む。)		○ (課長以 上相当)	○ (課長補佐 以下相当)		人事課 財政課（長 期講習旅 費に限 る。）			○ (課長以 上相当)	○ (課長補佐 以下相当)	人事課 財政課（長 期講習旅 費に限 る。）
9 職場研修（課単位 で行うものを除		○			教育総務 課			○		教育総務 課

く。) の実施					
10 職員の公務災害 補償（認定請求に係 るものに限る。）		○			人事課

## 備考

- 1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長、玉川こども図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。
- 2 次長又は課長とあるのは、それぞれ、次長又は課長に相当する職にある職員を含む。
- 2 事務の執行

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 教育行政の執行 で方針の確定して いるものに関する 事務処理の決定	○ (軽易なも の)				
2 規則、訓令又は要 綱の制定及び改廃				教育総務 課（軽易な ものを除 く。）	
3 許認可、登録、承 認等の申請、副申又 は進達		○	○ (軽易なも の)		
4 市民からの意見、		○	○		

く。) の実施					
10 職員の公務災害 補償（認定請求に係 るものに限る。）		○			人事課

## 備考

- 1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長、玉川こども図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。
- 2 次長又は課長とあるのは、それぞれ、次長又は課長に相当する職にある職員を含む。
- 2 事務の執行

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 教育行政の執行 で方針の確定して いるものに関する 事務処理の決定	○ (軽易なも の)				
2 規則、訓令又は要 綱の制定及び改廃				教育総務 課（軽易な ものを除 く。）	教育総務 課（軽易な ものを除 く。）
3 許認可、登録、承 認等の申請、副申又 は進達		○	○ (軽易なも の)		
4 市民からの意見、		○	○		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

要望、提案等の処理			(軽易なもの)			要望、提案等の処理			(軽易なもの)		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○			5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)			教育総務課	6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)		教育総務課	
7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○				7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○			
8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課	8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁				文書法制課 財政課	
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課	(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て				文書法制課 財政課	
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課	(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て				財政課	
(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課	(4) 訴訟代理人の指定				文書法制課	
9 損害賠償の処理					総務課 財政課	9 損害賠償の処理				総務課 財政課	

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		<input type="radio"/>				10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		<input type="radio"/>			
11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (軽易なもの)			11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (軽易なもの)		
12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (軽易なもの)			12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (軽易なもの)		
13 定例的な行事における式辞、祝辞等		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (軽易なもの)		教育総務課	13 定例的な行事における式辞、祝辞等		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (軽易なもの)		教育総務課
14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課	15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課
16 照会、回答、報告、通知、依頼等			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		16 照会、回答、報告、通知、依頼等			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			<input type="radio"/>			17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			<input type="radio"/>		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

18 行政情報の公開等の可否の決定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (轻易なもの)	<b>文書法制課</b>	18 行政情報の公開等の可否の決定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (轻易なもの)	<b>広報広聴課</b>
19 所管の公用車の運行計画の決定			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	19 所管の公用車の運行計画の決定			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
20 各種台帳の作成及び管理			<input type="radio"/>		20 各種台帳の作成及び管理			<input type="radio"/>	
21 嘱託登記の決定			<input type="radio"/>		21 嘱託登記の決定			<input type="radio"/>	
22 扶助の決定	<input type="radio"/>				22 扶助の決定	<input type="radio"/>			
23 所管事務に係る啓発及び普及に関すること。			<input type="radio"/>		23 所管事務に係る啓発及び普及に関すること。			<input type="radio"/>	
備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。									

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について

令和 7 年 3 月 27 日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について

### 第8類第2章

#### 改正理由

金沢市学校設置条例の一部改正（令和6年6月28日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、金沢市学校給食森本共同調理場による学校給食の対象校を一部改めるとともに、金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部改正（令和6年度金沢市議会3月定例月議会上程）に伴い、金沢市学校給食南部共同調理場の設置による学校給食の対象校の再編を行う。

#### 改正内容

##### 1 森本共同調理場による学校給食の対象校

- (1) 三谷小学校を削除
- (2) 大浦小学校を追加

##### 2 南部共同調理場による学校給食の対象校

扇台共同調理場及び鞍月共同調理場による学校給食の対象校であった小学校等12校

##### 3 西部共同調理場、北部共同調理場及び東部共同調理場による学校給食の対象校

対象校を金沢市学校設置条例の順に並び替え

（中央共同調理場は既に学校設置条例の順となっているため改正しない。）

## 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

第1条の表金沢市学校給食森本共同調理場の項中「森本小学校」を「森本小学校 大浦小学校」に、「不動寺小学校 三谷小学校」を「不動寺小学校」に改め、同表金沢市学校給食扇台共同調理場の項及び金沢市学校給食鞍月共同調理場の項を削り、同表金沢市学校給食西部共同調理場の項から金沢市学校給食東部共同調理場の項までを次のように改める。

金沢市学校給食 西部共同調理場	泉中学校 清泉中学校 高尾台中学校 長町中学校 高岡中学校 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食 北部共同調理場	鳴和中学校 北鳴中学校 長田中学校 浅野川中学校 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食 東部共同調理場	兼六小学校 小坂小学校 夕日寺小学校 犀川小学校 田上小学校 朝霧台小学校 杜の里小学校 野田 中学校 城南中学校 紫錦台中学校 兼六中学校 犀生中学校

第1条の表に次のように加える。

金沢市学校給食 南部共同調理場	長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 鞍月小学校 大徳小学校 西小学校 三馬小学校 富樫小学 校 伏見台小学校 額小学校 四十万小学校 扇台小学校
--------------------	---

### 附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第1条の表金沢市学校給食森本共同調理場の項の改正規定（「不動寺小学校 三谷小学校」を「不動寺小学校」に改める部分に限る。）及び同表金沢市学校給食西部共同調理場の項から金沢市学校給食東部共同調理場の項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則</p> <p>昭和47年9月1日</p> <p>教育委員会規則第5号</p> <p>第1条 金沢市学校給食共同調理場設置条例(昭和47年条例第29号)に規定する学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の給食の対象は、次に掲げる学校に在学する児童・生徒とする。</p>	<p>○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則</p> <p>昭和47年9月1日</p> <p>教育委員会規則第5号</p> <p>第1条 金沢市学校給食共同調理場設置条例(昭和47年条例第29号)に規定する学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の給食の対象は、次に掲げる学校に在学する児童・生徒とする。</p>
共同調理場名	学校名
金沢市学校給食 森本共同調理場	森本小学校 <b>大浦小学校</b> 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 医王山中学校
金沢市学校給食 栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校
金沢市学校給食 小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校
<u>「削る。」</u>	<u>「削る。」</u>
<u>「削る。」</u>	<u>「削る。」</u>
金沢市学校給食 西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校
金沢市学校給食 米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校
金沢市学校給食 泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校
共同調理場名	学校名
金沢市学校給食 森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 <b>三谷小学校</b> 医王山中学校
金沢市学校給食 栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校
金沢市学校給食 小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校
<b>金沢市学校給食 扇台共同調理場</b>	<b>扇台小学校 頼小学校 四十万小学校</b>
<b>金沢市学校給食 鞍月共同調理場</b>	<b>鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校</b>
金沢市学校給食 西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校
金沢市学校給食 米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校
金沢市学校給食 泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校

金沢市学校給食 緑共同調理場	緑小学校 木曳野小学校 金石町小学校 安原小学校 大野町小学校
金沢市学校給食 中央共同調理場	中央小学校 中央小学校芳斎分校 明成小学校 森山町小学校 浅野町小学校 戸板小学校 新神田小学校 長町中学校芳斎分校
金沢市学校給食 西部共同調理場	<b>泉中学校 清泉中学校 高尾台中学校 長町中学校 高岡中学校</b> 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食 北部共同調理場	<b>鳴和中学校 北鳴中学校 長田中学校 浅野川中学校</b> 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食 東部共同調理場	<b>兼六小学校 小坂小学校 夕日寺小学校 犀川小学校 田上小学校</b> 朝霧台小学校 杜の里小学校 <b>野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校 兼六中学校</b> 犀生中学校
<b>金沢市学校給食 南部共同調理場</b>	<b>長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 鞍月小学校 大徳小学校 西小学校 三馬小学校 富櫻小学校 伏見台小学校 額小学校 四十万小学校 扇台小学校</b>

金沢市学校給食 緑共同調理場	緑小学校 木曳野小学校 金石町小学校 安原小学校 大野町小学校
金沢市学校給食 中央共同調理場	中央小学校 中央小学校芳斎分校 明成小学校 森山町小学校 浅野町小学校 戸板小学校 新神田小学校 長町中学校芳斎分校
金沢市学校給食 西部共同調理場	<b>高岡中学校 泉中学校 清泉中学校 高尾台中学校 長町中学校</b> 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食 北部共同調理場	<b>浅野川中学校 鳴和中学校 北鳴中学校 長田中学校</b> 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食 東部共同調理場	<b>田上小学校 兼六小学校 小坂小学校 夕日寺小学校 犀川小学校 朝霧台小学校 杜の里小学校 兼六中学校 野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校</b> 犀生中学校

金沢市図書館規則の一部改正について

令和 7 年 3 月 27 日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 金沢市図書館規則の一部改正について

### 第8類第4章

#### 改正理由

金沢市立玉川図書館の改修に伴い、改修期間中のまちなかにおける図書館サービスを継続するため、金沢市立玉川図書館長町図書室の位置等を定める。

#### 改正内容

- 1 長町図書室の位置、休室日及び開室時間を定める。
- 2 玉川図書館の改修に伴い、駐車場の使用ができなくなることから、玉川図書館の駐車場の使用にかかる規定を整理する。
- 3 近世史料館の開館時間を改める。
- 4 玉川図書館の分掌事務に長町図書室に関する事項を加える。

#### 金沢市図書館規則の一部を改正する規則

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を第2条とし、附則に次の2条を加える。

第3条 条例附則第2項に規定する金沢市立玉川図書館長町図書室（以下「長町図書室」という。）の位置は、金沢市長町2丁目2番43号とする。

2 長町図書室の休室日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (3) 図書等特別整理期間

3 長町図書室の開室時間は、午前10時から午後7時まで（日曜日及び土曜日にあっては、午前10時から午後5時まで）とする。

4 前2項に定めるもののほか、長町図書室の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

第4条 当分の間、第13条第1項中「玉川図書館の駐車場及び玉川こども図書館の駐車場（以下これらを」とあるのは「玉川こども図書館の駐車場（以下」と、第22条第3項第2号中「午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）」とあるのは「午前10時から午後5時まで」と、第26条の表玉川図書館の項中

「  
| 7 施設及び設備の維持管理に関する事項  
| 8 金沢市図書館協議会に関する事項  
| 9 他係に属しない事項  
| と  
| 」

あるのは

「  
| 7 長町図書室の管理及び運営に関する事項  
| 8 施設及び設備の維持管理に関する事項  
| 9 金沢市図書館協議会に関する事項  
| と  
| 」

10 他係に属しない事項

」

し、第16条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、金沢市図書館規則附則に2条を加える改正規定（附則第3条及び附則第4条中第26条の表玉川図書館の項の読み替えに係る部分に限る。）は、同月14日から施行する。

## 金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

## 改正案

区分		施設	現 行
玉川図書館		公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室	(趣旨) 第1条 この規則は、金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）に基づく図書館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。
泉野図書館		一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア	(図書館の主な施設) 第2条 金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）、金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）及び金沢市立金沢海みらい図書館（以下「金沢海みらい図書館」という。）の主な施設は、次のとおりとする。
玉川こども図書館		図書コーナー はじめまして絵本の部屋 おはなしの部屋 木のひろば 読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール	
金沢海みらい図書館		一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー	

## (休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分		休館日	休館日
玉川図書館		1 月曜日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間（6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までをいう。以下同じ。）	1 月曜日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間（6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までをいう。以下同じ。）
泉野図書館		1 火曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間	1 火曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
玉川こども図書館		1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間	1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
金沢海みらい図書館		1 水曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日	1 水曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日

## 3 図書等特別整理期間

## (開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
玉川図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあっては、午前10時から午後5時まで）
泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）
玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、読書活動室、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午後9時まで）
金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで

## (入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

## (館内利用)

第6条 館内において図書館の資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

## (図書館の資料の館外への貸出し)

第7条 図書館の資料の館外への貸出し（以下「貸出し」という。）を受けることができる者は、別に定めのある場合を除き、市内に居住し、又は市内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職する者とする。

2 図書館から同時に貸出しを受けることができる図書館の資料（電子書籍（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた図書館の資料であって、インターネットにより利用が可能なものをいう。以下同じ。）を除く。）の数量は、館長が特に必要があると認める場合を除き、1人10点以内とする。この場合において、コンパクトディスク及び録音図書の数量は、3点を超えることができない。

3 図書館から同時に貸出しを受けることができる電子書籍の数量は、1人3点以内とする。

4 図書館の資料の貸出し期間は、貸出し日から2週間以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## (貸出しの登録等)

第8条 図書館の資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、いずれかの図書館において貸出しの登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 館長は、登録をしたときは、当該登録の申出をした者に、貸出証を交付するものとする。

3 登録を受けた者は、登録を受けた事項に異動が生じたときは、速やかにその旨を、いずれかの図書館に

## 3 図書等特別整理期間

## (開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
玉川図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあっては、午前10時から午後5時まで）
泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）
玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、読書活動室、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午後9時まで）
金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで

## (入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

## (館内利用)

第6条 館内において図書館の資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

## (図書館の資料の館外への貸出し)

第7条 図書館の資料の館外への貸出し（以下「貸出し」という。）を受けることができる者は、別に定めのある場合を除き、市内に居住し、又は市内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職する者とする。

2 図書館から同時に貸出しを受けることができる図書館の資料（電子書籍（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた図書館の資料であって、インターネットにより利用が可能なものをいう。以下同じ。）を除く。）の数量は、館長が特に必要があると認める場合を除き、1人10点以内とする。この場合において、コンパクトディスク及び録音図書の数量は、3点を超えることができない。

3 図書館から同時に貸出しを受けることができる電子書籍の数量は、1人3点以内とする。

4 図書館の資料の貸出し期間は、貸出し日から2週間以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## (貸出しの登録等)

第8条 図書館の資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、いずれかの図書館において貸出しの登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 館長は、登録をしたときは、当該登録の申出をした者に、貸出証を交付するものとする。

3 登録を受けた者は、登録を受けた事項に異動が生じたときは、速やかにその旨を、いずれかの図書館に

届け出なければならない。

（貸出しの停止等）

第9条 館長は、貸出しを受けた者が貸出し期間経過後なお図書館の資料を返納しないときは、一定の期間、貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

（貸出しの制限）

第10条 次の各号に掲げる図書館の資料は、館長が特に必要があると認める場合を除き、貸出しをしないものとする。

（1）近世資料、郷土資料その他館長が貴重と認めた資料

（2）辞書、人名録及び年鑑等の参考資料

（3）逐次刊行物で館長が別に定めたもの

（4）視聴覚資料（コンパクトディスク（玉川図書館及び金沢市立玉川図書館城北分館において保有するものに限る。）及び録音図書を除く。）

（5）寄託を受けた資料

（図書館の資料の複写）

第11条 図書館の資料の複写を受けようとする者は、館長の承認を得なければならない。

2 図書館の資料の複写に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

（施設の使用）

第12条 教育委員会は、次に掲げる施設を市民の教育、文化等に関する活動の場として使用させることができる。

区分	施設
玉川図書館	集会室
泉野図書館	集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア
玉川こども図書館	読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール
金沢海みらい図書館	集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー

（駐車場の使用を許可する自動車の種類等）

第13条 玉川図書館の駐車場及び玉川こども図書館の駐車場（以下これらを「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

（1）駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。

（2）発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（駐車場の入場及び出場の時間）

第14条 駐車場における自動車の入場及び出場の時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。

（駐車場の休場日）

第15条 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

届け出なければならない。

（貸出しの停止等）

第9条 館長は、貸出しを受けた者が貸出し期間経過後なお図書館の資料を返納しないときは、一定の期間、貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

（貸出しの制限）

第10条 次の各号に掲げる図書館の資料は、館長が特に必要があると認める場合を除き、貸出しをしないものとする。

（1）近世資料、郷土資料その他館長が貴重と認めた資料

（2）辞書、人名録及び年鑑等の参考資料

（3）逐次刊行物で館長が別に定めたもの

（4）視聴覚資料（コンパクトディスク（玉川図書館及び金沢市立玉川図書館城北分館において保有するものに限る。）及び録音図書を除く。）

（5）寄託を受けた資料

（図書館の資料の複写）

第11条 図書館の資料の複写を受けようとする者は、館長の承認を得なければならない。

2 図書館の資料の複写に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

（施設の使用）

第12条 教育委員会は、次に掲げる施設を市民の教育、文化等に関する活動の場として使用させることができる。

区分	施設
玉川図書館	集会室
泉野図書館	集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア
玉川こども図書館	読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール
金沢海みらい図書館	集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー

（駐車場の使用を許可する自動車の種類等）

第13条 玉川図書館の駐車場及び玉川こども図書館の駐車場（以下これらを「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

（1）駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。

（2）発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（駐車場の入場及び出場の時間）

第14条 駐車場における自動車の入場及び出場の時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。

（駐車場の休場日）

第15条 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) 図書等特別整理期間

（駐車場の使用の手続等）

第16条 玉川図書館の駐車場を使用しようとする者は、オートロック式パーキング装置を用いて駐車し、自動車を出場させるとときに自動料金精算機により玉川図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。

2 玉川こども図書館の駐車場を使用しようとする者は、自動車を入場させるときに駐車券（様式第1号）の発行を受け、自動車を出場させるとときに自動料金精算機により玉川こども図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。

3 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届（様式第2号）を市長に提出し、係員の指示に従わなければならぬ。

（駐車場における禁止行為）

第17条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車をき損し、又は汚損すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（本市の免責）

第18条 本市は、駐車場の使用に係る次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

(1) 天災その他の不可抗力により生じた損害

(2) 駐車場を使用する者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害

(3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害

(4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

（自動車文庫）

第19条 玉川図書館に、自動車文庫を設置する。

2 自動車文庫の管理及び運営に関し、必要な事項は、玉川図書館長が別に定める。

（郵送貸出し）

第20条 図書館は、身体の障害等により来館が困難な者に対し、図書館の資料の郵送による貸出しを行うことができる。

2 図書館の資料の郵送による貸出しに関し、必要な事項は、館長が別に定める。

（資料の寄託）

第21条 図書館は、資料の寄託を受けることができる。

2 図書館は、寄託を受けた資料が火災その他避けることができない事情により受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。

3 寄託を受けた資料の取扱いは、図書館の他の資料の取扱いの例による。

（分館等）

第22条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。

(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11

(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号

2 分館等の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) 図書等特別整理期間

（駐車場の使用の手続等）

第16条 玉川図書館の駐車場を使用しようとする者は、オートロック式パーキング装置を用いて駐車し、自動車を出場させるとときに自動料金精算機により玉川図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。

2 玉川こども図書館の駐車場を使用しようとする者は、自動車を入場させるときに駐車券（様式第1号）の発行を受け、自動車を出場させるとときに自動料金精算機により玉川こども図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。

3 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届（様式第2号）を市長に提出し、係員の指示に従わなければならぬ。

（駐車場における禁止行為）

第17条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車をき損し、又は汚損すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（本市の免責）

第18条 本市は、駐車場の使用に係る次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

(1) 天災その他の不可抗力により生じた損害

(2) 駐車場を使用する者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害

(3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害

(4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

（自動車文庫）

第19条 玉川図書館に、自動車文庫を設置する。

2 自動車文庫の管理及び運営に関し、必要な事項は、玉川図書館長が別に定める。

（郵送貸出し）

第20条 図書館は、身体の障害等により来館が困難な者に対し、図書館の資料の郵送による貸出しを行うことができる。

2 図書館の資料の郵送による貸出しに関し、必要な事項は、館長が別に定める。

（資料の寄託）

第21条 図書館は、資料の寄託を受けることができる。

2 図書館は、寄託を受けた資料が火災その他避けることができない事情により受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。

3 寄託を受けた資料の取扱いは、図書館の他の資料の取扱いの例による。

（分館等）

第22条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。

(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11

(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号

2 分館等の休館日は、次のとおりとする。

区分	施設
城北分館	1 月曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日（こどもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間
近世史料館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間

3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。

（1）城北分館 午前9時30分から午後6時まで

（2）近世史料館 午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）

4 前2項に定めるもののほか、分館等の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

（金沢市図書館協議会の会議）

第23条 条例第10条の規定に基づく金沢市図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議は、条例第12条第1項に規定する会長が議長となり、議事を整理する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（館長等の職務）

第25条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 館長補佐は、館長及び副館長を補佐し、所管の事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

（図書館等の分掌事務）

第26条 各図書館又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

図書館・係	分掌事務
玉川図書館 サービス係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 5 城北分館の管理及び運営に関する事項 6 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項 7 施設及び設備の維持管理に関する事項 8 金沢市図書館協議会に関する事項 9 他係に属しない事項
資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事

区分	施設
城北分館	1 月曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日（こどもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間
近世史料館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間

3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。

（1）城北分館 午前9時30分から午後6時まで

（2）近世史料館 午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）

4 前2項に定めるもののほか、分館等の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

（金沢市図書館協議会の会議）

第23条 条例第10条の規定に基づく金沢市図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議は、条例第12条第1項に規定する会長が議長となり、議事を整理する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（館長等の職務）

第25条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 館長補佐は、館長及び副館長を補佐し、所管の事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

（図書館等の分掌事務）

第26条 各図書館又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

図書館・係	分掌事務
玉川図書館 サービス係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 5 城北分館の管理及び運営に関する事項 6 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項 7 施設及び設備の維持管理に関する事項 8 金沢市図書館協議会に関する事項 9 他係に属しない事項
資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事

		項目を除く。) 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項			項目を除く。) 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項
	近世史料係	1 近世史料館の運営及び企画に関する事項 2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項		近世史料係	1 近世史料館の運営及び企画に関する事項 2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項
泉野図書館	サービス係	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項 5 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項 6 施設及び設備の維持管理に関する事項 7 他係に属しない事項	泉野図書館	サービス係	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項 5 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項 6 施設及び設備の維持管理に関する事項 7 他係に属しない事項
	児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項		児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
	資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項		資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項
玉川こども図書館	児童サービス係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 3 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 5 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 6 学校図書館の支援に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 9 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 10 施設及び設備の維持管理に関する事項	玉川こども図書館	児童サービス係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 3 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 5 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 6 学校図書館の支援に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 9 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 10 施設及び設備の維持管理に関する事項
金沢海みらい図書館	サービス係	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 施設及び設備の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項	金沢海みらい図書館	サービス係	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 施設及び設備の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項
	児童サービ	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項		児童サービ	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項

ス係	2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号（第16条関係）

(略)

様式第2号（第16条関係）

(略)

**附 則****第1条** この規則は、平成7年4月1日から施行する。**第2条** この規則の施行の際現に改正前の金沢市立図書館規則第10条第4項の規定による貸出登録を受けている者は、第8条第1項の規定による登録を受けているものとみなす。**第3条 条例附則第2項に規定する金沢市立玉川図書館長町図書室（以下「長町図書室」という。）の位置は、金沢市長町2丁目2番43号とする。****2 長町図書室の休室日は、次のとおりとする。**

- (1) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (3) 図書等特別整理期間

**3 長町図書室の開室時間は、午前10時から午後7時まで（日曜日及び土曜日にあっては、午前10時から午後5時まで）とする。****4 前2項に定めるもののほか、長町図書室の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。****第4条 当分の間、第13条第1項中「玉川図書館の駐車場及び玉川こども図書館の駐車場（以下これらを」とあるのは「玉川こども図書館の駐車場（以下」と、第22条第3項第2号中「午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）」とあるのは「午前10時から午後5時まで」と、第**

ス係	2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号（第16条関係）

(略)

様式第2号（第16条関係）

(略)

**附 則****1** この規則は、平成7年4月1日から施行する。**2** この規則の施行の際現に改正前の金沢市立図書館規則第10条第4項の規定による貸出登録を受けている者は、第8条第1項の規定による登録を受けているものとみなす。**参考（本則第22条）**

第22条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。

- (1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11
- (2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号

**2 分館等の休館日は、次のとおりとする。**

区分	施設
城北分館	1 月曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日（こどもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間
近世史料館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間

**26条の表玉川図書館の項中**

- 「7 施設及び設備の維持管理に関する事項
- 8 金沢市図書館協議会に関する事項
- 9 他係に属しない事項

とあるのは

- 「7 長町図書室の管理及び運営に関する事項
- 8 施設及び設備の維持管理に関する事項
- 9 金沢市図書館協議会に関する事項
- 10 他係に属しない事項

とし、第16条第1項の規定は適用しない。

## 金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）読み替表

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）附則第4条の規定による読み替え													
読み替後	読み替前												
(駐車場の使用を許可する自動車の種類等)													
<p>第13条 玉川こども図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>（駐車場の使用を許可する自動車の種類等）</p> <p>第13条 玉川図書館の駐車場及び玉川こども図書館の駐車場（以下これらを「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。</p>												
(駐車場の使用の手続等)													
<p>第16条 <b>（適用しない。）</b></p> <p>玉川こども図書館の駐車場を使用しようとする者は、自動車を入場させるときに駐車券（様式第1号）の発行を受け、自動車を出場させるとときに自動料金精算機により玉川こども図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。</p> <p>2 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届（様式第2号）を市長に提出し、係員の指示に従わなければならぬ。</p>	<p>（駐車場の使用の手続等）</p> <p>第16条 <b>玉川図書館の駐車場を使用しようとする者は、オートロック式パーキング装置を用いて駐車し、自動車を出場させるとときに自動料金精算機により玉川図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。</b></p> <p>2 玉川こども図書館の駐車場を使用しようとする者は、自動車を入場させるときに駐車券（様式第1号）の発行を受け、自動車を出場させるとときに自動料金精算機により玉川こども図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。</p> <p>3 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届（様式第2号）を市長に提出し、係員の指示に従わなければならぬ。</p>												
(分館等)													
<p>第22条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11</p> <p>(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号</p> <p>2 分館等の休館日は、次のとおりとする。</p>	<p>（分館等）</p> <p>第22条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11</p> <p>(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号</p> <p>2 分館等の休館日は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城北分館</td> <td> <p>1 月曜日（子どもの日に当たる日を除く。）</p> <p>2 国民の祝日にに関する法律第2条に規定する国民の祝日（子どもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日</p> <p>3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>4 図書等特別整理期間</p> </td></tr> <tr> <td>近世史料館</td> <td> <p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	施設	城北分館	<p>1 月曜日（子どもの日に当たる日を除く。）</p> <p>2 国民の祝日にに関する法律第2条に規定する国民の祝日（子どもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日</p> <p>3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>4 図書等特別整理期間</p>	近世史料館	<p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城北分館</td> <td> <p>1 月曜日（子どもの日に当たる日を除く。）</p> <p>2 国民の祝日にに関する法律第2条に規定する国民の祝日（子どもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日</p> <p>3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>4 図書等特別整理期間</p> </td></tr> <tr> <td>近世史料館</td> <td> <p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	施設	城北分館	<p>1 月曜日（子どもの日に当たる日を除く。）</p> <p>2 国民の祝日にに関する法律第2条に規定する国民の祝日（子どもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日</p> <p>3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>4 図書等特別整理期間</p>	近世史料館	<p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p>
区分	施設												
城北分館	<p>1 月曜日（子どもの日に当たる日を除く。）</p> <p>2 国民の祝日にに関する法律第2条に規定する国民の祝日（子どもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日</p> <p>3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>4 図書等特別整理期間</p>												
近世史料館	<p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p>												
区分	施設												
城北分館	<p>1 月曜日（子どもの日に当たる日を除く。）</p> <p>2 国民の祝日にに関する法律第2条に規定する国民の祝日（子どもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日</p> <p>3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>4 図書等特別整理期間</p>												
近世史料館	<p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p>												

3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 城北分館 午前9時30分から午後6時まで

(2) 近世史料館 午前10時から午後5時まで

4 前2項に定めるもののほか、分館等の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(図書館等の分掌事務)

第26条 各図書館又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

図書館・係		分掌事務
玉川図書館	サービス係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項
		2 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）
		3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項
		4 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項
		5 城北分館の管理及び運営に関する事項
		6 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項
		<b>7 長町図書室の管理及び運営に関する事項</b>
		<b>8 施設及び設備の維持管理に関する事項</b>
		<b>9 金沢市図書館協議会に関する事項</b>
		<b>10 他係に属しない事項</b>
	資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）
		2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項
	近世史料係	3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項
		1 近世史料館の運営及び企画に関する事項
		2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項
泉野図書館	サービス係	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項
		2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。）
		3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項
		4 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項
		5 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項
		6 施設及び設備の維持管理に関する事項
		7 他係に属しない事項
	児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項
		2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
	資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。）
		2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項
		3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項（児童サービス係が

3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 城北分館 午前9時30分から午後6時まで

(2) 近世史料館 午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）

4 前2項に定めるもののほか、分館等の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(図書館等の分掌事務)

第26条 各図書館又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

図書館・係		分掌事務
玉川図書館	サービス係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項
		2 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）
		3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項
		4 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項
		5 城北分館の管理及び運営に関する事項
		6 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項
		<b>7 施設及び設備の維持管理に関する事項</b>
		<b>8 金沢市図書館協議会に関する事項</b>
		<b>9 他係に属しない事項</b>
		1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）
	資料係	2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項
		3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項
	近世史料係	1 近世史料館の運営及び企画に関する事項
		2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項
泉野図書館	サービス係	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項
		2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。）
		3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項
		4 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項
		5 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項
		6 施設及び設備の維持管理に関する事項
		7 他係に属しない事項
	児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項
		2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
	資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。）
		2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項
		3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項（児童サービス係が

		所管する事項を除く。) 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項		所管する事項を除く。) 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項	
玉川こども図書館	児童サービス係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 3 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 5 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 6 学校図書館の支援に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 9 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 10 施設及び設備の維持管理に関する事項	玉川こども図書館	児童サービス係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 3 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 5 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 6 学校図書館の支援に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 9 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 10 施設及び設備の維持管理に関する事項
金沢海みらい図書館	サービス係	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 施設及び設備の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項	金沢海みらい図書館	サービス係	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 施設及び設備の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項
	児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項		児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
	資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項		資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項

金沢市図書館の臨時休館について

令和 7 年 3 月 27 日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 金沢市図書館の臨時休館について

金沢市図書館規則第3条の規定により、金沢市立玉川図書館を改修工事期間中、臨時に休館します。

また、金沢市立玉川図書館近世史料館については、事務室の移設作業のため、下記期間中、臨時に休館します。

記

### 1 臨時休館期間

金沢市立玉川図書館 令和7年7月1日（火）～令和8年12月

金沢市立玉川図書館近世史料館 令和7年7月1日（火）～令和7年7月7日（月）

### 2 玉川図書館について

金沢市中央公民館長町館の一部を活用し、資料の収集・整理等の図書館業務を継続する。

- ・館外サービスの実施（移動図書館車での市内巡回及び配本所等への配本）
- ・暫定設置する図書室（金沢市立玉川図書館長町図書室）での図書サービスの実施

### 3 近世史料館について

金沢市立玉川図書館近世史料館は、事務室を金沢市立玉川こども図書館へ移設し、近世史料の閲覧等のサービスを継続する。

## 家庭教育情報発信について

令和 7 年 3 月 27 日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 家庭教育情報発信について

家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」を周知するため、家庭教育に関する情報をInstagramを活用して分かりやすく発信し、啓発・推進を図る。

1 内 容 子育てに関する身近なエピソード、有識者によるアドバイス等の家庭教育情報を定期的に発信

- ・子育てあるあるエピソード（3コマ動画）
- ・家庭教育コラムの紹介（お悩みQ&A）
- ・家庭教育関係イベントの紹介

等

3コマ動画イメージ



2 方 法 Instagram  
アカウント名『い～わ～かなざわ【金沢市公式】』

3 発信時期 毎月2回程度（初回は3月21日から発信）

※「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」にまつわるエピソード

## 令和6年度 金沢市立工業高等学校の卒業者進路状況について

## 卒業者進路状況

令和7年2月28日現在

卒業者 234人	就職希望者		進学希望者	その他
	140人 (59.8%)		92人 (39.3%)	2人 (0.9%)
	うち就職内定者	140人 (100.0%)	うち合格者	92人 (100.0%)
	県内 124人 (88.6%)	県外 16人 (11.4%)		家事手伝いなど

## 主な就職先

民間：喜多ハウジング、澁谷工業、ホクショウ、アントール、SWS西日本、大竹電機、金沢市再生資源事業協同組合、シコウ、城東建設、伸晃化学、住友林業ホームエンジニアリング、第一電機工業、ツボ電気工事、東芝エレベータ、日海不二サッシ、ベローズ久世、ほくつう、北陸通信ネットワーク、北陸電気工事、U-NEXT HOLDINGS、米沢電気工事、ICCサービスセンター、ICCデータプラス、石川日野自動車、石野製作所、イスルギ、EIZO、かがつう、加賀東芝エレクトロニクス、クボタ、小松製作所、酒井工業、JR西日本テクシア、Dynamabook、高松機械工業、タッセイ、玉家建設、豊蔵組、トランテックス、西日本電信電話、日本メックス、日本郵便、白山機工、ビーケープラス、日立ビルシステム、フィッティング久世、別川製作所、北電テクノサービス、北都組、北陸電気保安協会、北陸電力、三菱電機ビルソリューションズ、明翫組 など 県内89社

中日本高速道路、アイシン、植田基工、京セラ、きんでん、デンソー、トーエネック、豊田自動織機、トヨタ自動車、西日本旅客鉄道、長谷川体育施設、PFU ITサービス、三菱重工業、三菱電機、三菱電機ビルソリューションズ 県外15社

公務員：防衛省自衛隊、石川県警察、金沢市役所、金沢市消防局、白山市役所、小松市役所、羽咋市役所、津幡町役場、内灘町消防本部

## 主な進学先

国公立：石川工業高等専門学校

私立：金沢工業大学、北陸大学、金沢星稜大学、金沢学院大学、金沢医科大学、金城大学、

専修大学、愛知学院大学、桜美林大学、大阪経済大学、大阪産業大学、京都美術工芸大学、城西大学、駿河台大学、多摩大学、東洋大学、新潟医療福祉大学、新潟産業大学、日本大学、明治大学 など 34校

# 金沢市立工業高等学校の下半期活動状況等について (令和6年9月～令和7年2月)

※2月28日現在

## 第17回キャリア教育優良教育学校 文部科学大臣表彰受賞 令和6年度石川県高等学校総合体育大会 総合成績 男子最優秀校

### 1. 資格取得 (計539名)

・電気工事施工管理技術検定 2級	17名	・建築施工管理技術検定 2級	29名
・土木施工管理技術検定 2級	11名	・情報処理技術者試験 ITパスポート	6名
・電気工事士 第2種	34名	・工事担任者(デジタル系) 第二級	5名
・消防設備士 乙種第7類	6名	・レタリング技能検定 3級	1名
・福祉住環境コーディネーター検定試験 3級	1名	・トレース技能検定 3級	1名
・情報技術検定 2級	34名	・情報技術検定 3級	216名
・計算技術検定 3級	14名	・日商PC検定試験(文書作成) 3級	10名
・日本漢字能力検定 準2級	2名	・日本漢字能力検定 3級	2名
・ガス溶接技能講習修了	77名	・ボイラー取扱技能講習修了	1名
・測量技術検定角測量 中級	9名	・測量技術検定角測量 初級	22名
・測量技術検定水準 中級	28名	・測量技術検定水準 初級	8名
・実用英語技能検定 準2級	1名	・実用英語技能検定 3級	2名
・秘書技能検定 3級	1名	・実用数学技能検定 2級	1名

◎ジュニアマイスター顕彰制度(全国工業高等学校長協会主催) 特別表彰 12名 ゴールド 25名(特別表彰を含む) シルバー 26名  
◎令和6年度(前期) 金沢市高校生技能士表彰 4名

### 2. 部活動

[9月]	・国民スポーツ大会 水球競技 少年男子4位 ・高校生ものづくりコンテスト北信越大会 木材加工部門 優勝	・きもの装いコンテスト世界大会 振袖の部 3位
[10月]	・北信越高等学校水球競技新人大会 優勝 ・国民スポーツ大会 自転車競技 女子個人スクラッチ 5位	・北信越ジュニア水球競技選手権大会 優勝(石川県選抜)
[11月]	・全国高校生花生けバトル上信越大会2024 優勝・準優勝 ・高校生ものづくりコンテスト全国大会 木材加工部門 敢闘賞	・缶サット甲子園2024岐阜地方大会 優勝
[1月]	・全日本ジュニア(U17)水球競技選手権大会北信越予選会 優勝	・電気工事技能競技全国大会 出場
[2月]	・全国選抜高等学校相撲弘前大会 個人 準優勝 ・全国高校生花生けバトル全国大会2024 特別賞	・北信越高校生水球競技大会 優勝 ・宇宙甲子園缶サット部門全国大会2024 技術デザイン賞